

森林を活かす都市の木造化推進協議会規約

第1条（名称）

本会は、森林を活かす都市の木造化推進協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

第2条（事務所）

協議会の事務所は、東京都千代田区に置く。

第3条（目的）

森林は、地球温暖化防止、国土保全等の公益的機能を有し、そこから生産された木材は、再生産が可能で環境への負荷が少なく、調湿性等を備えた健康的な素材であることから、国民の安全・安心にとってかけがえのない資源となっている。協議会は、持続可能な環境や社会を実現することを念頭に、森林・林業・木材関係団体、建築関係団体、本会の趣旨に賛同する企業、地方公共団体等から広く賛同者が集い、都市の木造・木質化の推進を通じて日本の森林・林業を再生し、地球温暖化防止、地方創生、国土強靱化等に貢献していくことを目的とする。

第4条（事業）

協議会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- （1） 本会の趣旨に賛同いただける国会議員への要望・働きかけ等や都市の木造化対策、森林・林業・木材産業振興対策に関する意見交換、政策提言
- （2） 都市の木造化推進運動に関する企画及び実施
- （3） 都市の木造化の必要性についての普及啓発
- （4） その他木材の利用拡大に必要な事業

第5条（会員）

協議会は、以下の会員をもって構成する。

- （1） 正会員 第3条で規定する目的に賛同する団体、企業等
 - （2） 賛助会員 第3条で規定する目的に賛同する地方公共団体、公的研究機関、学識経験者等
- なお、学識経験者は、協議会の顧問又はアドバイザーとすることができる。

第6条（入会）

本会に入会しようとする者は、所定の様式によって申し込むものとする。

第7条（会費）

正会員は、別に定めるところにより会費を納めなければならない。
2 賛助会員に対しては、原則として会費は徴収しない。

第8条（退会）

会員は、退会届を協議会に提出し、いつでも退会することができる。

第9条（総会）

総会は、すべての正会員をもって構成し、毎年度1回開催する。ただし、理事の過半数の決定により、臨時総会を開催することができる。

- 2 総会においては、規約、事業計画、予算、決算及び役員を選任、その他重要な事項を審議決定する。

第10条（理事会）

理事会は、必要のつど、随時開催する。

2 理事会においては、協議会の運営及び活動に関する事項を審議決定する。

第11条（役員）

協議会の理事は、総会の決議により選任する。

2 理事の中から、会長、副会長を選定する。

第12条（役員の職務）

会長は、協議会を代表し、協議会の業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

第13条（経費）

協議会の経費は、会費、その他の収入をもって充てる。

第14条（事業年度）

協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

第15条（運営・事業実施細則）

この規約に規定することの他、協議会の運営・事業実施に関して必要な事項は、会長が別に規定する。

（付則） この規約は、令和元年5月13日から適用する。

運営細則

第1条（会費の金額）

会員は、次に掲げる会費を協議会へ納入しなければならない。

正会員	団体	5万円
	中小企業	5万円（中小企業基本法第2条で定義された中小企業）
	大企業	20万円

2 期中において入会した会員についても、会費は減額しない。

第2条（会費の納入方法等）

正会員は、協議会の指定する方法で会費を納入しなければならない。

第3条（役員の任期）

役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。